

73号棟に住み続けたい住民の会

ニュース

連絡先 = [REDACTED]
☎ [REDACTED]
[REDACTED] (携帯可)



今月末が、UR都市機構が私たち住民に73号棟から立ち退くように迫っている期限です。しかし私たちは住み慣れた73号棟に住み続けることを願っています。一方的なURの追い出しに応じるわけにはいきません。この気持ちの表明として、ベランダに黄色い布を出してアピールすることにしました。

この黄色い旗に寄せて、中層棟の住民から次のような一文が寄せられましたのでご紹介します。

シンボル守って団地を活性化

5階建中層棟にも黄色い旗を

[REDACTED] 林田 啓示

いま73号棟のベランダのあちこちに、黄色の布がかかげられています。これは、居住者の方々の「73号棟に住み続けたい」との願いが込められたものです。

73号棟は、およそ250所帯が暮らせる居住棟であるとともに、スーパー、郵便局、診療所、集会所などの施設をもった高幡台団地の中心棟であり、シンボル棟です。また、その前の広場は、子どもたちが安心して遊べる場であり、住民の交流の場です。さらに、73号棟の明かりは、夜の通行人の安全・安心に大きな役割を果たしています。

スーパーはどうなる

5階建ての中層の居住者にとっても、73号棟の存廃は、日常生活に直接影響する問題です。日々の買い物をしているスーパーがどうなるのか、ということだけを見(裏面へ)

でも、以前のURの説明では、仮設店舗をつくらうといっていました、最近の話では、本建築にすると説明しているようです。

いずれにしても、日野市の担当者は、スーパーの売り場面積の約800平米は、現在の店舗なら、そのまま構わないが、新しく作る場合は、500平米以下のものしか許可できないといっています。

切実な高齢者対策

高齢化が進行している団地で、日常の買い物が不便になったらどうなるか。

先日、NHKが「食の砂漠」という番組を放映しました。イギリスのある街では、車で行くようなところに大規模スーパーができたため、街の商店が廃業に追い込まれ、街がさびれて、高齢者が取り残され、食材の確保もままならない状態になってしまった。その状況を改善しようと、政府が街に大学生の寮を誘致したところ、若い住民が増え、商店も復活して、街が活性化した、という話でした。

これに似た取り組みが、高島平団地にもあります。高齢者へのボランティアを条件に、学生に団地の部屋を貸し、成果が上がっているとのこと。

UR本社も高齢者対策について、「住宅弱者への対応は『住宅セーフティネット法』によって取り組むが、全体に65歳以上の団地住民が3割を超え、収入部位が低い層が増えていることもあり、高齢者優遇賃貸料などの家賃補助措置で引き続き対応する。今後は、高層棟にも、高齢者優遇賃貸料を適用していく」と説明しています。

73号棟存続こそが合理的

そうであるならば、エレベーターを3基そなえている73号棟の補強をして、バリアフリーの高齢者対応住宅として提供し、スーパーなどへの利便性も確保し、5階建ての上層階には、なるべく中堅層、若年層に入居してもらうなどして、団地の活性化をはかることこそ、最善の対策でしょう。そのほうが73号棟を除却して5階建ての各棟にエレベーターを設置することより、費用の点でも、約250もの所帯の居住者数の確保とスーパーなどへの購買力を高めるうえでも、合理的ではないでしょうか。

こうした団地への改善を求める住民の意思表示として、5階建ての中層棟のベランダにも『黄色の布』をかかげましょう。

申し込みは住民の会までお願いします。1枚100円です。

UR東日本社長に内容証明発送 更新拒絶通知に対し要望

昨年秋から、一時賃貸借契約への切り替えを拒否している73号棟住民に対し、この3月以降、契約期限が到来した以後は賃貸借契約の更新を行わないとした契約更新拒絶通知が内容証明郵便で送られてきています。

更新拒絶の理由は、「耐震性」の一言で済ませ、「貴殿は平成22年〇月〇日までに当機構に対し住宅を明け渡されるよう請求します」と一方的に求めてきています。

私たちの要求にまともに答えず、説明責任を放棄して、一方的にこのような更新拒絶通知を送りつけてくるUR都市機構の態度を私たちは容認することはできません。

私たちは2月25日、UR都市機構東日本支社の根岸尚支社長あてに私たちの態度と要望事項を記載した内容証明郵便を送りました。

この内容は次の通りです

(私たちは) 除却に至った経過やその根拠、さらには跡地利用を含む73号棟除却後の高幡台団地のすがた等についても、説明を求めてまいりました。しかし、貴機構は私たちの情報公開請求に対してそのほとんどを不開示とするなど、不誠実な対応を取っているとしか考えざるをえません。私たちは、平成20年3月から今日に至るまで、貴機構から数回にわたって説明を受けてまいりましたが、その説明に納得してはおりません。

貴機構は、「納得いくまで丁寧な説明をする」と述べてきました。しかし、その説明はもっぱら移転条件等に限られ、私たちが聞きたい建物自体の耐震性能や耐震改修の是非について、貴機構は私たちの疑問にまともに答えてくれてはおりません。今般の「通知」は、更新拒絶の理由として「耐震性」をあげていますが、このような理由で一方的に賃貸借契約の更新を拒絶する通知を送付してきた貴機構の態度を私たちは到底容認することはできません。

この内容証明郵便に対しURの担当者から住民の会に連絡があり、返事をすると言ってきました。

国土交通省が住民への説明を指導

73号棟の構造図開示を約束

私たちは先月2月2日、日本共産党の小池晃参議院議員の紹介で国土交通省の担当者に会い、私たちの実情を述べ、73号棟の構造図を全面黒塗りで開示したURの不当性を訴えました。

席上国土交通省の担当者は「住民に対するURの説明は不十分と認識した。きちんと説明するようURを指導する」と語りますが、このほど国土交通省から「住民が納得できるよう十分な説明をし、73号棟の構造図も公開するようURを指導した」と連絡がありました。

73号棟と同じような構造の横浜・奈良北団地の11階建建物での最新の制震工法による補強工事の例を見ても、最新の建築技術を使えば十分に補強は可能ではないでしょうか。

73号棟の耐震問題を検討する上で、建物の構造図（設計図）は第一の基本資料です。URは私たちの情報公開請求に対し「防犯上」などを理由に公開を拒んできましたが、今回の国土交通省の指導は、URの理由が社会的にも認められない不当なものであることを証明しているといえます。

26日午後2時から73号棟集会所で説明会

国土交通省からの連絡を受けてUR東日本の担当者と交渉した結果、今週26日午後2時から73号棟集会所で構造図を開示して説明会を開催することが決まりました。この説明会には私たち住民だけでなく、73号棟に関心を寄せる建築専門家も同席します。

住民の会例会

毎週火曜日 午後7時から

73号棟集会所

どなたでも参加できます。多くの皆さんの参加をお待ちしております。

資金カンパのお願い 下記口座をお願いいたします。

多数の方からカンパをお寄せいただいております。ありがとうございます。